

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月19日
【四半期会計期間】	第68期第2四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	ホシザキ電機株式会社
【英訳名】	HOSHIZAKI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 幸彦
【本店の所在の場所】	愛知県豊明市栄町南館3番の16
【電話番号】	(0562)96-1112(経理部)
【事務連絡者氏名】	取締役(経理部、総務部担当)兼 経理部部长 小林 靖浩
【最寄りの連絡場所】	愛知県豊明市栄町南館3番の16
【電話番号】	(0562)96-1112(経理部)
【事務連絡者氏名】	取締役(経理部、総務部担当)兼 経理部部长 小林 靖浩
【縦覧に供する場所】	ホシザキ電機株式会社 営業本部 (東京都港区高輪二丁目20番32号) ホシザキ電機株式会社 大阪支店 (大阪市中央区内本町二丁目2番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年8月9日に提出いたしました第68期第2四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）の四半期報告書について事務手続きの誤りにより、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 経理の状況

##### 1 四半期連結財務諸表

（セグメント情報等）

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【経理の状況】

#### 1【四半期連結財務諸表】

（セグメント情報等）

##### 【セグメント情報】

（訂正前）

当第2四半期連結累計期間（自平成25年1月1日至平成25年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北中米	欧州・アジア	計		
売上高						
外部顧客への売上高	74,609	18,882	7,070	100,562		100,562
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,762	356	505	2,624	2,624	
計	76,372	19,238	7,575	103,186	2,464	100,562
セグメント利益	9,222	2,685	411	12,319	1,794	10,524

（注）1．セグメント利益の調整額 1,794百万円には、のれんの償却額 1,483百万円、無形固定資産等の償却額 240百万円、棚卸資産の調整額1百万円、その他セグメント間取引の調整等 72百万円が含まれております。

2．セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3．「会計方針の変更」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この変更による当第2四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(訂正後)

当第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北中米	欧州・アジア	計		
売上高						
外部顧客への売上高	74,609	18,882	7,070	100,562		100,562
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,762	356	505	2,624	2,624	
計	76,372	19,238	7,575	103,186	<u>2,624</u>	100,562
セグメント利益	9,222	2,685	411	12,319	1,794	10,524

(注)1. セグメント利益の調整額 1,794百万円には、のれんの償却額 1,483百万円、無形固定資産等の償却額 240百万円、棚卸資産の調整額 178百万円、その他セグメント間取引の調整等108百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この変更による当第2四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。